

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都墨田区横川三丁目9番3号

氏名 株式会社環境整備
代表取締役 廣田 健史第14条の4第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の5第1項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成25年 9月18日

許可の有効年月日 平成30年 9月17日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を含む）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH2.0以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物
ア. 廃石綿等

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

- ① 廃酸（pH2.0以下のもの）
（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

住所：東京都葛飾区宝町二丁目18番5号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行う特別管理産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成10年 9月18日	新規許可	
平成25年 9月18日	更新許可	第3回
平成29年 12月25日	変更許可	業の拡大（積み替え保管を含む）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



産廃エキスパート

認定番号:2-15-B0091SA
(認定は感染性産業廃棄物)

東京都

(裏面)

許可番号 第13-10-030285号

2 積替え保管施設

(1) 東京都葛飾区宝町二丁目18番5号

面積: 671m²

最大保管高さ: 1.65m

産業廃棄物の種類	保 管 量	
廃酸 (廃バッテリーに限る)	コンテナ1台	0.36 m ³
	保管量合計	0.36 m ³

(以下余白)

COPY